

燃やすごみ

燃やすごみ指定袋に入れて出してください。

○出せるもの(例)

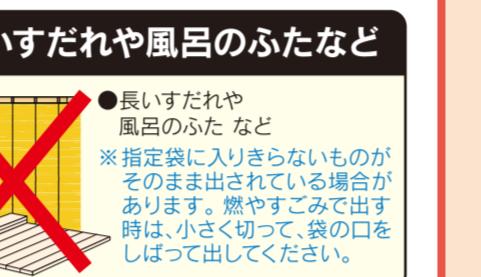


事業所は3袋まで

事務所、商店、飲食店、工場など事業活動とともに燃やすごみ(一般廃棄物)が1回につき3袋を超える事業所については、すべての燃やすごみ(一般廃棄物)を自己搬入(有料150円/10kg毎)もしくは市の収集運搬許可を持った業者に依頼してください。※店舗併用住宅の排出は1回につき5袋までです。

✗ 出せないもの(例)

○判断の難しいものは、かんきょう課にお尋ねください。



生ごみ処理容器等購入補助制度

ごみ減量化を推進するために、家庭から出た生ごみを堆肥化する
生ごみ処理容器を斡旋・購入助成していますので、ぜひ利用ください。



●生ごみ処理容器(電動式以外)等の補助は、年度毎1世帯1品目につき2個まで補助できます。
●電動式生ごみ処理機、電動剪定枝葉粉碎機の補助申請についてはかんきょう課まで。

剪定枝リサイクル

処理手数料一部負担となります。

ごみ減量化を推進するため、
剪定枝等をチップ化し再利用します。
家庭で剪定したものを自己搬入するもの
であれば**一部負担**で処理できます。
※事業系は受け入れ出来ません。

受入れ先

清美寮安徳(リサイクルプラザ向かい側)
☎0942-52-7285

●月曜から金曜日(祝日を除く)8:30から16:30まで受付
●ハッピーマンデー収集日
8:30から11:45まで受付、13:00から16:30まで受付



受入れ範囲

直径15cm以下、長さ2m以内の剪定枝、葉、竹
※土がついた草、樹木の根は不可

廃プラスチック

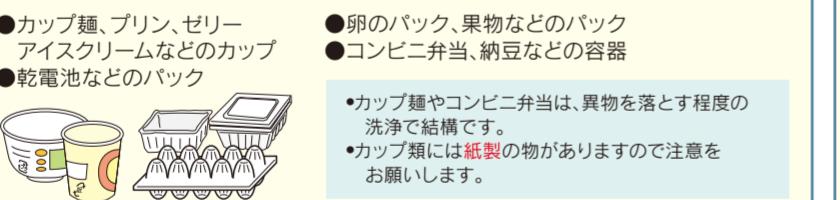
○出せるもの(例)

ペットボトルのラベルは廃プラスチックです。外して出してください。

プラスチック製の袋類(食品・日用品)



プラスチック製のカップ・パック類



プラスチック製のトレイ類(皿型容器)



発泡スチロールなど(緩衝材)



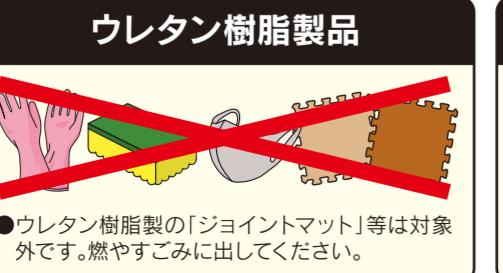
プラスチック製のボトル類



その他のプラスチック類(生活雑貨品・事務用品など)



✗ 出せないもの(例)

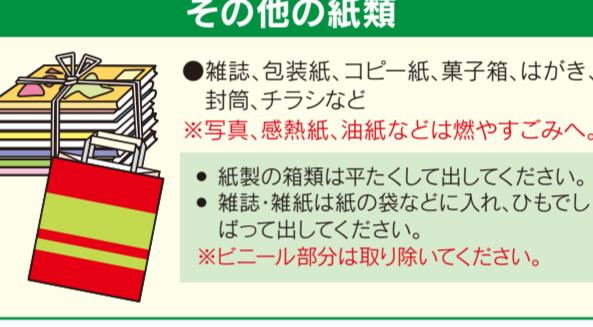
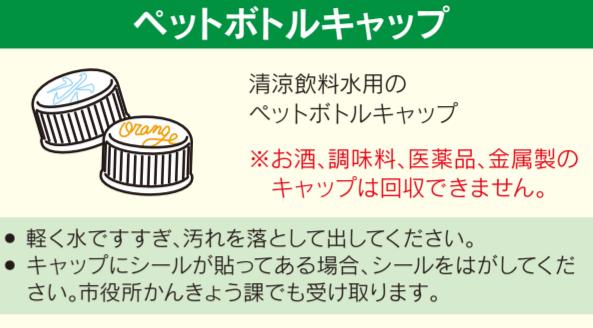
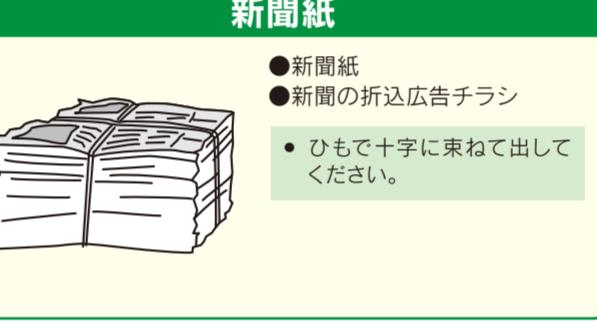
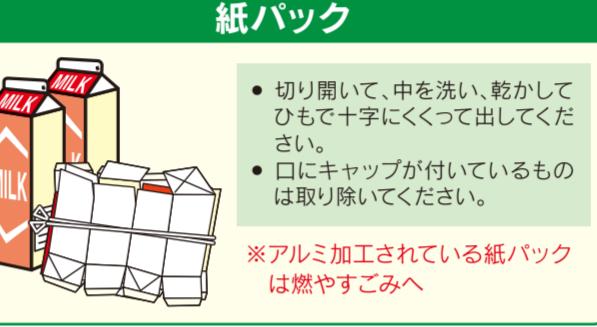
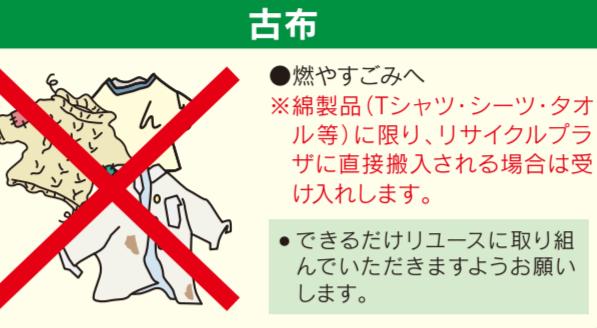
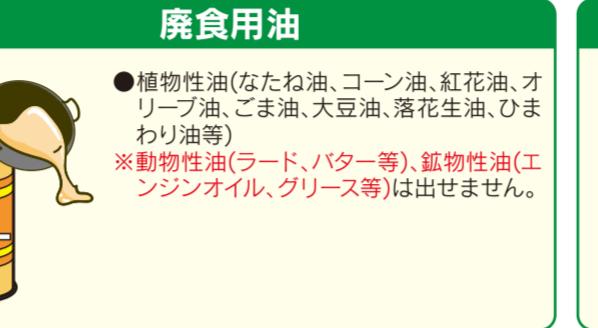
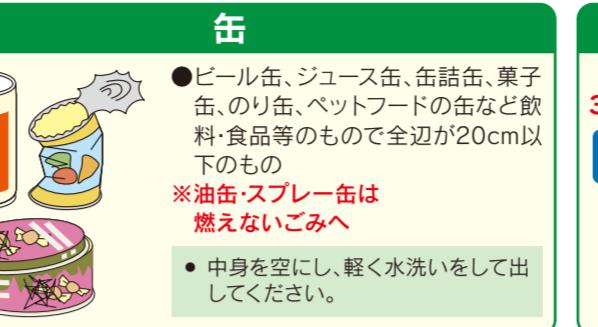


排出日時は別に配布している地域ごとの日程表(A4サイズ)で確認してください。

ペットボトルのラベルは外して出してください。

資源ごみ

お住まいの地域の資源ごみ置き場にて回収します。



使用済小型家電

該当する品目

投入口(26cm×11cm)から入る大きさの小型家電



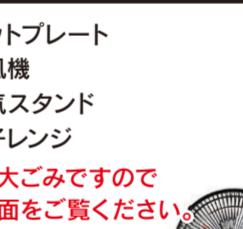
・デジタルカメラ・ビデオカメラ
・携帯用ラジオ・小型ゲーム機・電子辞書・電卓
・リモコン・ドライヤー・デジタル時計
・電子機器付属部品(充電機器、コード、ケーブル類)等

投入口を超えて出せる品目



・トースター・アイロン
・炊飯器・電気ポット

✗出せないもの(例)



※粗大ごみですので裏面をご覧ください。

出し方(専用ボックスへ)

※携帯電話や、電子手帳などの情報機器は、個人情報を消去して出してください。



排出日時は別に配布している地域ごとの日程表(A4サイズ)で確認してください。

燃えないごみ

●お住まいの地域の資源ごみ置き場にて回収します。

金属類(資源)

●鍋、やかん、フライパン、包丁
●傘 ●スプレー缶など



陶磁器(資源)

●焼き物の食器
●花瓶などの置物
●植木鉢など



ガラス(資源)

●ガラス食器類(コップ、皿、器)
●板ガラス(窓枠不可)
●油びん
●割れたびんなど



その他

●鏡、白熱電球、LED電球
●特殊なガラス(耐熱、強化、網)
●厚いガラス(灰皿、ジョッキ、香水のびん)
●塗料・クリーム等が残ったびんなど

